

平成 26 年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

平成26年度概算要求額	3兆 190億円	※
平成25年度当初予算額	2兆9,290億円	
差 引	900億円	(対前年度伸率 3.1%)

※ 新しい日本のための優先課題推進枠及び東日本大震災復興特別会計に係る要求額を含む。

主要事項

- 生活保護費負担金 2兆8,224億円 → 2兆9,025億円
- セーフティネット支援対策等事業費補助金 312億円
(うち、推進枠132億円)

新しい日本のための優先課題推進枠

- 生活困窮者等に対する支援体制の整備 162億円
 - 新たな生活困窮者支援制度の導入に向けた取組 147億円
 - 子どもの貧困対策支援の充実等(「貧困の連鎖」の防止) 12億円
 - 地域生活定着促進事業の拡充 1億円
 - ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の拡充 2億円
- 生涯現役社会の実現に向けた環境整備 2億円

東日本大震災復興特別会計

- 寄り添い型相談支援事業の実施 5億円
- 被災地における福祉・介護人材確保対策 2億円

I 国民の信頼に応えた生活保護制度の構築

1 生活保護費 2兆9,326億円

(1) 保護費負担金 2兆9,025億円

生活保護を必要としている人に対して適切に保護を行うため、生活保護制度に係る国庫負担に要する経費を確保する。

これに併せ、不正受給対策の徹底、後発医薬品の使用の原則化を含む医療扶助の適正化や、生活保護受給者を含めた生活困窮者の自立・就労支援などを強化するための生活困窮者対策に総合的に取り組む。

(2) 保護施設事務費負担金 281億円

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

(3) 生活保護指導監査委託費 20億円

2 セーフティネット支援対策等事業費補助金 312億円 (うち、推進枠132億円)

新たな生活困窮者支援の仕組みを先行的に実施する自治体を拡大するとともに、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援や子どもの居場所づくりを推進するなど、生活困窮者等に対する早期支援や貧困の連鎖防止対策を総合的に実施する。

なお、従来からの事業については、事業の目的を効果的かつ効率的に達成するよう見直しを進めていく。

○ 子どもの貧困対策支援の充実等（「貧困の連鎖」の防止） 32億円 (うち、推進枠12億円)

① 子どもの貧困対策支援の充実（「貧困の連鎖」の防止） 25億円 (うち、推進枠5億円)

「貧困の連鎖」の防止を図るため、生活保護世帯の親子への養育相談・学習支援や子どもの居場所づくりを推進する。

② 就労自立給付金創設に伴うシステム改修経費【新規】 7億円（推進枠）

就労自立給付金の創設に伴い自治体のシステム改修への支援を行う。

Ⅱ 生活困窮者の自立・就労支援等の推進

生活困窮者等に対する支援体制の整備 232億円（うち、推進枠162億円）

生活困窮者等に対する早期支援や貧困の連鎖防止対策などを総合的に実施することにより、再チャレンジができる環境を整える。

（1）新たな生活困窮者支援制度の導入に向けた取組 177億円（うち推進枠147億円）

i）生活困窮者自立促進モデル事業の拡充 115億円（うち推進枠85億円）

新たな生活困窮者支援を先行的に実施するための「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の実施か所数を大幅に拡充する。

ii）自治体における施行準備事務への支援【新規】 30億円（推進枠）

地域における生活困窮者や社会資源の実態把握、利用手続き等に関する事務処理体制の整備など、一時的に発生する自治体の事務負担への支援を行う。

iii）相談支援に従事する相談支援員等の養成研修の実施【新規】 45百万円（推進枠）

生活困窮者が抱える複合的な課題の評価・分析、自立支援計画の策定、地域の社会資源のネットワーク構築などの高い支援技術を有する人材を全国において計画的に養成するため、国において研修を実施する。

iv）統計システムの開発【新規】 70百万円（推進枠）

制度の実施に関して基礎的なデータを把握するための「生活困窮者自立支援統計システム」を国において開発する。

v）緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）の延長・積み増し 30億円（推進枠）

新たな生活困窮者支援制度の導入に向け、引き続き住宅支援給付事業等の実施により低所得者等のセーフティネットを確保していく必要があることから、平成25年度末までとなっている当該基金の終期を1年延長するとともに、必要な積み増しを行う。

vi）相談支援体制強化事業の実施（民生委員活動の環境整備（保険制度の創設））【新規】 87百万円（推進枠）

新たな生活困窮者支援制度における地域支援の重要な担い手である民生委員の保険制度を創設し、安心して活動を行える環境を整備する。

（2）子どもの貧困対策支援の充実等（「貧困の連鎖」の防止）（再掲） 32億円（うち、推進枠12億円）

（3）地域生活定着促進事業の拡充 13億円（うち推進枠78百万円）

地域生活定着支援センターの業務量に応じた職員の増を図るとともに、業務遂行能力向上のための全国研修等を実施するセンターに対し、その実施に要する費用を加算することにより、各センターの支援能力の向上を図る。

（4）ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の拡充 10億円（うち推進枠184百万円）

都道府県・指定都市により、ひきこもりサポーターのステップアップ研修等を実施するとともに、市区町村の実施するひきこもりサポーター派遣事業を拡充する。

Ⅲ 「社会的包容力」の構築

- 1 ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の拡充（再掲）
10億円（うち推進枠184百万円）

- 2 寄り添い型相談支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 312 億円の内数】

生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える人の悩みを傾聴し、支援機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援等を行う。

（東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施）

Ⅳ 東日本大震災の復興支援

- 1 寄り添い型相談支援事業の実施（被災地実施分） 5億円

東日本大震災発災後、被災地で生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を迅速に受けられるようにするため、問題を抱える人の悩みを傾聴し、支援機関の紹介や必要に応じた寄り添い支援等を行う。

- 2 被災地における福祉・介護人材確保対策【新規】 2億円

福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、新規就労者等に対して、就職支度金や住宅手当を支給することにより人材の参入を促進し、福祉・介護人材の確保を図る。

Ⅴ 地域福祉の増進

- 生涯現役社会の実現に向けた環境整備（世代を超えたボランティア活動等の推進）【新規】 2億円（推進枠）

企業への働きかけにより、退職前からボランティア活動への参加を促進するとともに、定年等により現役を引退した後も、地域社会で「居場所」と「出番」を得られる仕組みを構築し、生涯現役社会の実現に向けた環境整備をモデル的に実施する。

（注）生涯現役社会の実現に向けた環境整備のため、職業安定局（生涯現役社会実現プラットフォーム事業（仮称）、生涯現役社会活躍応援事業）、老健局（地域高齢者社会参加推進等モデル事業）及び社会・援護局（世代を超えたボランティア活動等の推進）の事業を一体的に実施（「高齢者の活躍推進（要求額：58億円）」）

VI 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

1 外国人看護師・介護福祉士受入支援事業 73百万円

経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者について、平成26年度より、インドネシア及びフィリピンに加え、ベトナムからの受け入れを開始することに伴い、その円滑かつ適正な受け入れのため、介護導入研修を行うとともに受入施設に対する巡回指導・相談及び受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。

2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

（1）外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金312億円の内数】

外国人介護福祉士候補者を受け入れた個々の施設が実施する日本語や介護分野の専門知識等の学習及び学習環境の整備に対する支援を行う。

（2）外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施 106百万円

VII 福祉・介護人材確保対策の推進

1 被災地における福祉・介護人材確保対策【新規】（再掲） 2億円

2 都道府県喀痰吸引等研修事業

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 312億円の内数】

介護保険施設や障害者関係事業所等で喀痰吸引等業務を行う介護職員等を養成するため、都道府県が行う研修を支援する。

3 社会事業学校経営委託費等 381百万円

障害者基本法等の趣旨を踏まえ、日本社会事業大学における障害を持つ学生の受入のための環境整備の充実を図る。

4 福祉人材の確保及び指導的福祉人材の養成等 107百万円

福祉分野の求人・求職情報の収集・提供等による人材確保の推進や、社会福祉事業従事者の福利厚生向上及び福祉関係職員等に対する研修による資質向上を図る。

VIII 社会福祉施設等に対する支援

1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

(1) 貸付枠の確保

・資金交付額	4, 3 2 7 億円
・福祉貸付	2, 7 5 2 億円
・医療貸付	1, 5 7 5 億円

(2) 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

- ・社会福祉法人の経営高度化に対する融資支援
 - ・賃借による施設開設資金等に対する無担保貸付制度の拡充
 - ・介護基盤の整備に係る融資条件の優遇措置
- 等

2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 250 億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に当該退職職員に対し退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

3 社会福祉振興助成費補助金 14 億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

4 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業 事項要求 【セーフティネット支援対策等事業費補助金 312 億円の内数】

大規模災害時には行政と民間が一体的に取り組む必要があることから、都道府県内の災害福祉支援体制の検討・構築や災害福祉支援チームの組成、平時からの訓練等に必要経費を補助する。

5 社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（基金）

平成 25 年度をもって終了する社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（基金）の取扱いについては、今後の予算編成過程において検討する。

IX 社会福祉法人制度の見直し等

社会福祉法人制度検証事業委託費【新規】 57 百万円

社会福祉法人制度の見直しの検討を行うに当たって、全国の社会福祉法人の運営及び財務状況の現状把握・分析を行うための所要額を確保する。

※（独）福祉医療機構による社会福祉法人の経営高度化に対する支援

独立行政法人福祉医療機構による融資先法人への経営支援の充実や、社会福祉法人の合併等経営の高度化に対する融資の充実を図る。

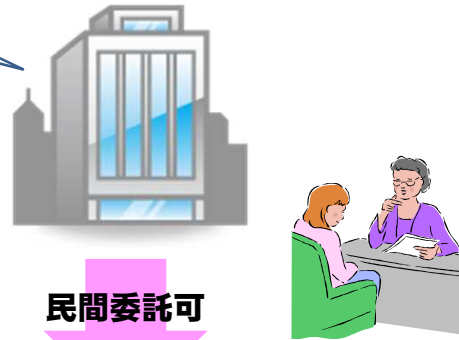
生活困窮者自立促進支援モデル事業の実施箇所数の拡充（事項要求）

(目)セーフティネット支援対策等事業費補助金115億円【うち推進枠85億円】(平成25年度予算額:30億円、補助率:定額)

- 新たな生活困窮者支援制度については、平成27年度から施行予定であることを踏まえ、平成25年度から実施している「生活困窮者自立促進支援モデル事業」の**実施箇所数を大幅に拡充**し、全国で先行的にこれらの取組を展開していくことを通じて、新制度施行に向けた**各自治体の体制整備を着実に進める**。

平成25年度においては、**68自治体**で実施予定。
(平成25年8月6日現在)

【福祉事務所設置自治体】



民間委託可

※ 他の事業も同様

実施箇所数の拡充

平成27年度には900自治体で一部の事業の実施が義務付けられることを踏まえ、平成26年度においては、**都道府県、政令市、中核市及び人口規模の大きい市部**で実施。



相談

【自立相談支援モデル事業】(必須事業)

- 生活困窮者を早期に把握、早期に支援
- 生活困窮者の抱える課題を評価、分析し、ニーズを把握
- ニーズに応じた支援が行われるよう自立支援計画を作成
- 地域ネットワークの強化など地域づくり

包括的な支援が継続的に受けられるよう、関係機関との連絡調整を実施

【就労準備支援モデル事業】(任意事業)

- 一般就労に必要な知識・技能を習得するための生活訓練、社会訓練等を実施。

【「就労訓練事業の推進」モデル事業】(任意事業)

- 直ちに一般就労が困難な者に対して軽易な作業の機会を提供する、いわゆる「中間的就労」の場の育成・確保のための取組を実施。

【家計相談支援モデル事業】(任意事業)

- 家計収支に関する課題の評価・分析を行い、家計表の作成など、家計に関するきめの細かい相談支援を実施。

【学習支援その他地域の実情に応じた事業】(任意事業)

【連携すべき他の施策】

- 住宅支援給付
- ハローワークによる就労支援
- 地域若者サポートステーション 等

生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業の創設（事項要求）

（目）セーフティネット支援対策等事業費補助金30億円【推進枠】（補助率：定額）

- 新たな生活困窮者支援制度が施行されれば、実施主体となる福祉事務所設置自治体（900自治体）において、自立相談支援事業等の一部の事業の実施が義務付けられることから、地域における生活困窮者や社会資源の実態把握、利用手続等に係る事務処理体制の整備など、**新制度の施行に向け、一時的に発生する自治体の事務を支援**する。

新制度が施行されれば、900自治体で自立相談支援事業等の一部の事業の実施が義務付け。

【福祉事務所設置自治体】



施行に関する自治体事務負担の増加

次の費用の一部を補助することにより、自治体事務の負担を軽減

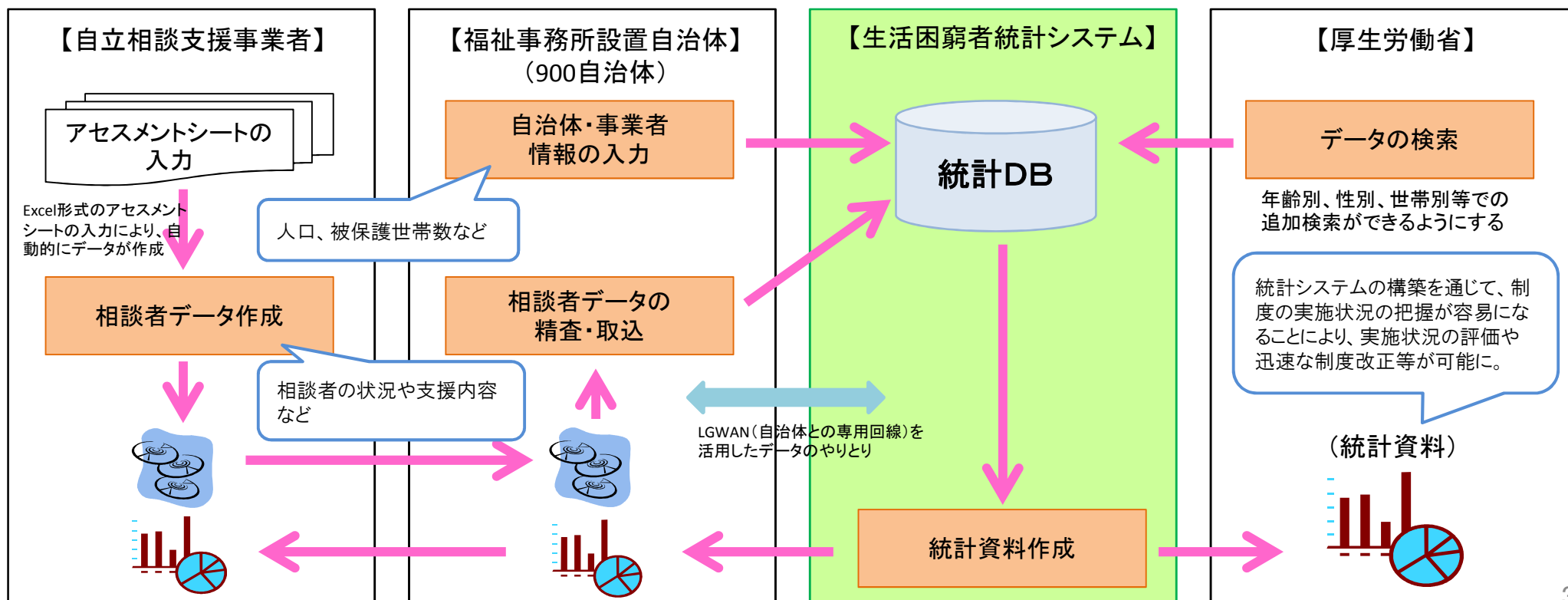
- ① 関係団体からなる連絡会議を行い、施行に向けた課題を整理
- ② 制度利用者向けのわかりやすいパンフレットを作成・配布
- ③ 生活困窮者の実態調査を通じて、地域の中で必要な事業内容、事業量を検討
- ④ 施行準備に係る事務負担の増加に対応した臨時雇職員の配置
- ⑤ 中間的就労事業者開拓員を配置し、民間事業者に対する説明会や受入希望事業者への個別訪問を行うことにより、中間的就労事業者の参入を促進。
- ⑥ その他上記以外で施行準備のために新たに必要となる費用

生活困窮者自立支援統計システム開発委託費

(目) 公的扶助資料調査費70,000千円【推進枠】

- 現状、生活保護の手前の段階にある生活困窮者の網羅的なデータは存在しないことから、新制度を円滑に運営するためには、生活困窮者の状況やそれに応じた支援の実施状況、支援効果等を把握し、これらの客観的なエビデンスを踏まえ、最大限効果的な運用を行っていくことが必要である。
- このため、**制度の実施状況に関して基礎的なデータを把握するための「生活困窮者自立支援統計システム」**の開発を行う。

【現時点の「生活困窮者自立支援統計システム」のイメージ】



生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業

本省費 45,078千円【推進枠】

- 新制度においては、生活困窮者が抱える複合的な課題を的確に評価・分析し、自立支援計画を策定するとともに、必要に応じて関係機関とも連携しながら包括的かつ継続的な相談支援を行うほか、地域における社会資源のネットワークを構築するなど、地域づくりも行うことが必要となる。
- このため、新制度を円滑に施行し、効果を上げるためには、こうした高い支援技術を有する人材を全国で確保することが必要であることから、当面、国が計画的に均質な内容の研修を実施することにより、質の高い人材の確保を進めて行く。

